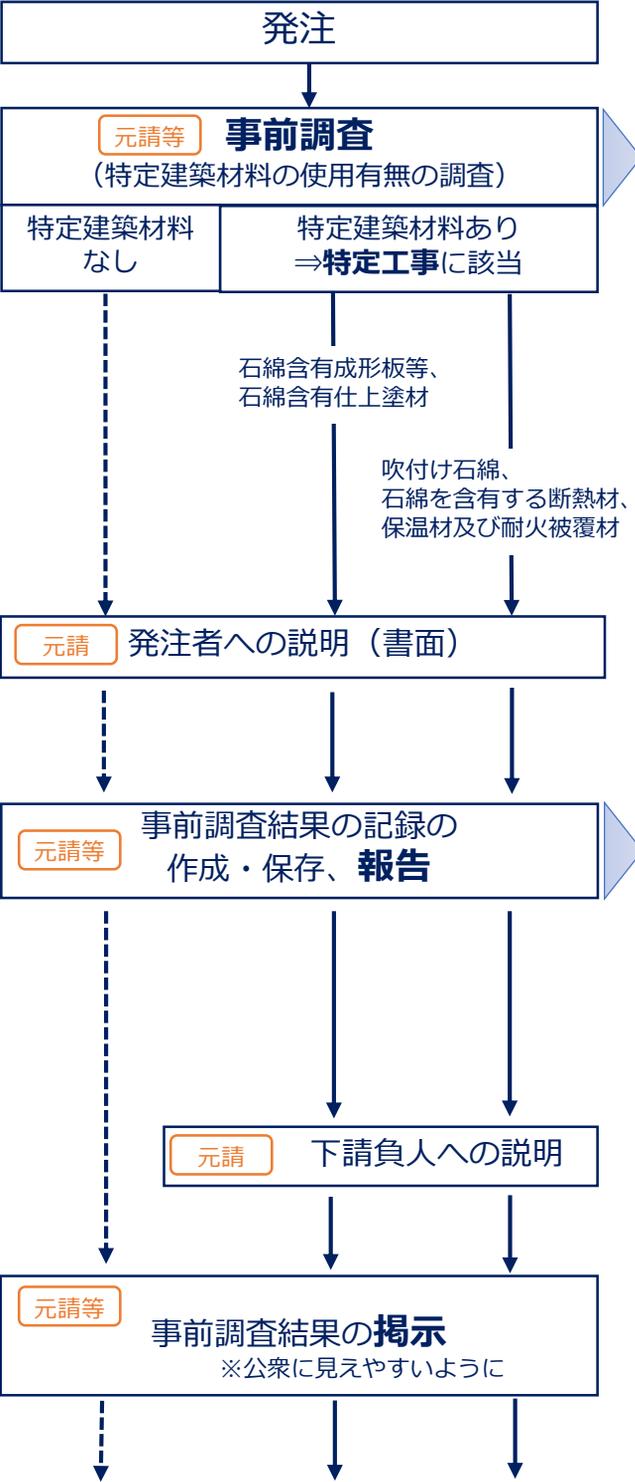


# 解体等工事に伴う石綿（アスベスト）の飛散防止対策の強化について

吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材だけでなく石綿を含有するすべての建築材料（石綿含有成形板等）に規制が拡大されました。なお、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行されています。

## ● 解体等工事に係る規制の概要 ●



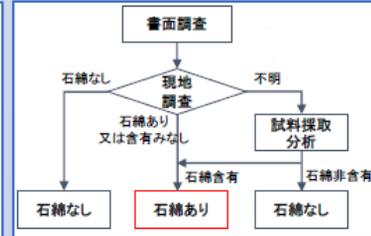
## 事前調査について

### 調査方法の法定化

令和3年4月1日から

解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか、以下の方法により、調査を行う必要があります。

- ・ 設計図書その他の書面による調査（書面調査）
- ・ 現地での目視による調査（目視調査）
- ・ 分析による調査



### 資格者等の調査

令和5年10月1日から

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等に依頼する必要があります。

- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）

※義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

## 事前調査結果の報告

令和4年4月1日から

解体等工事の元請業者等は、事前調査を行ったときには、遅滞なく、当該調査の結果を「石綿事前調査結果報告システム」を利用（「gBizID」の登録が必要）し、県等に報告する必要があります。

gBizID



<https://gbiz-id.go.jp>

石綿事前調査結果報告システム



<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※石綿障害予防規則に基づく報告も同時に行うことができます

事前調査結果の報告が必要な工事は以下のものです。

- ・ 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ・ 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ・ 工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの

元請等 : 元請業者及び自主施工者

発注者等 : 発注者及び自主施工者

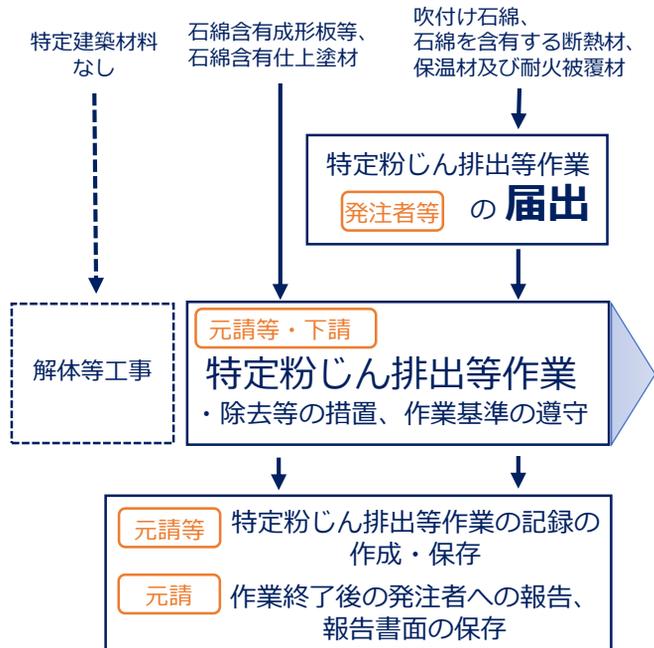
問い合わせ先

三重県環境生活部 大気・水環境課

三重県津市広明町13番地

TEL : 059 - 224 - 2380

# ●解体等工事に係る規制の概要（続き）



## 不適切な作業の防止について 令和3年4月1日から

元請業者に対し、作業計画の作成、石綿含有建材の除去等作業の結果を発注者に書面で報告すること、作業に関する記録の作成・保存等が義務付けられます。

### 参考資料

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省）



[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

## 直接罰の創設について 令和3年4月1日から

解体等工事伴う石綿の飛散防止を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は、直接罰が適用されます。また、下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。

## 報告・届出・相談窓口

届出や相談等の窓口は、解体等工事の現場がある市町ごとに下記のとおりです。

市町名	機関名	住所	電話	ファックス
いなべ市、桑名市 木曾岬町、東員町	桑名地域防災総合事務所 環境室	〒511-8567 桑名市中央町5-71 (県桑名庁舎2階)	0594-24-3624	0594-24-3795
菰野町、朝日町 川越町	四日市地域防災総合事務所 環境室	〒510-8511 四日市市新正4-21-5 (県四日市庁舎2階)	059-352-0593	059-352-0553
四日市市	四日市市 環境部環境政策課	〒510-8601 四日市市諏訪町1-5 (四日市市役所5階)	059-354-8189	059-354-4412



四日市市内で行われる解体等工事に係る届出等は、工場・事業場に関わらず、**すべて** 四日市市が窓口となります。

「工場」に係る届出についても、令和4年4月1日から四日市市が窓口となります。

鈴鹿市、亀山市	鈴鹿地域防災総合事務所 環境室	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117 (県鈴鹿庁舎2階)	059-382-8675	059-382-9792
津市	津地域防災総合事務所 環境室	〒514-8567 津市桜橋3-446-34 (県津庁舎2階)	059-223-5083	059-227-3170
松阪市、多気町 明和町、大台町	松阪地域防災総合事務所 環境室	〒515-0011 松阪市高町138 (県松阪庁舎3階)	0598-50-0530	0598-50-0618
伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町 南伊勢町	南勢志摩地域活性化局 環境室	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 (県伊勢庁舎4階)	0596-27-5405	0596-27-5251
伊賀市、名張市	伊賀地域防災総合事務所 環境室	〒518-8533 伊賀市四十九町2802 (県伊賀庁舎3階)	0595-24-8078	0595-24-8010
尾鷲市、紀北町	紀北地域活性化局 環境室	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1 (県尾鷲庁舎3階)	0597-23-3469	0597-23-2130
熊野市、御浜町 紀宝町	紀南地域活性化局 環境室	〒519-4393 熊野市井戸町371 (県熊野庁舎2階)	0597-89-6937	0597-89-6107



◀ 詳細は、三重県HPをご確認ください  
<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/p0039200028.htm>

問い合わせ先

三重県環境生活部 大気・水環境課  
 三重県津市広明町13番地  
 TEL : 059 - 224 - 2380